

天理市こども計画(案)に対する意見の概要及び本市の考え方について

No.	該当ページ	意見の概要	本市の考え方
1	-	<p>まず、こども計画に天理市の予算の分配について資料が全くないので、どの項目に今までどれくらいの予算を費やして効果があったのかということが分かる内容も含めて欲しい。ここ数年、ハード面で高額な支出がある一方で、ソフト面での支出が少ない。具体的に小規模保育所・櫛本北こども園の新設などの建築に関する支出が高額であるのに対して、一時保育事業や放課後児童健全育成事業等、国が示している補助金額すら支給されていません。今、子育て支援に携わる人材不足が深刻であるにも関わらず、ソフトよりハード重視の予算配分がなされているので、この点を今後の計画で是正してもらいたい。</p> <p>また、天理市の児童の学力が全国的にも県内でも低くなっている。子育て支援と共に、基礎学力支援もしっかりとしたこども計画を作成してもらいたい。学力の低下は、その市町村の将来的な衰退にもつながるので、国際的にも注目されている幼少期からの教育の充実が大切である。早期教育により、市が将来負担する支出を減らす経済効果もあると考え、少子化による税収減少社会では必要になると考える。</p> <p>最後に、少子化が急激に進む中での、それを少しでも回避する具体的案が示されていない。世界的な課題であるが、地方公共団体レベルでも、充実に取り組める事項があるので、具体的な案・方向性を示して欲しい。</p>	<p>こども計画に天理市の予算配分や項目別にどれくらいの予算を費やし、どのような効果があったのか分かる資料を掲載してほしいとのご意見についてです。本計画は、こどもや子育てに関する施策の基本方針や取組の方向性を示すことを目的としており、事業ごとの予算額・決算額や費用対効果の検証結果を一元的に整理して掲載することを主な目的としていません。また、子ども・子育て施策に係る予算は、福祉・保健・教育など非常に多岐に渡ることから画一的な整理が難しく、本計画において体系的に一元化して示すことは困難であると考えます。さらに、人件費や扶助費等の支出は、支出に対する成果の可視化が難しく、費用対効果として明確な証明や比較が出来ないため、本計画において予算や決算状況を網羅して記載することは困難であると考えます。なお、財政面の情報や事業実績を市民の皆さまに分かりやすく伝えることは重要であるため、予算や決算状況等については、予算書・決算書等の関連資料を公表しています。今後も、こども施策に関する情報がより伝わりやすくなるよう周知・情報提供に努めてまいります。</p> <p>次に、近年ハード面の支出が大きい一方、ソフト面とりわけ一時保育事業や放課後児童健全育成事業等への支出が十分でないのではないかと、また人材不足が深刻な中でハード重視の予算配分を是正すべきとのご意見についてです。これまでの施設整備に係る支出が大きくなった要因は、老朽化への対応や安全性の確保、保育・教育機能の充実、安定した保育サービス等の提供を行うための改修や整備であり、本市の公共施設の適切な維持管理のための計画である「天理市個別施設計画」に基づくものです。子育て支援の現場においては、人材の確保や支援の質の維持・向上などの運営面・人材面を含む「ソフト」の充実が重要であるため、今後も継続的な子育て支援の提供体制の整備・実現を図るべく、国の補助制度の活用も含め事業実施や予算編成において持続可能な支援体制の確保に努めてまいります。</p> <p>天理市の児童の学力への懸念があり、子育て支援と併せて基礎学力支援や幼少期からの教育の充実を計画に反映してほしいとのご意見についてです。こ</p>

			<p>どもの学びは、こども自身の将来はもとより、天理市ひいては社会の未来に大きく関わる因子であると考えます。本市では、教育委員会を中心に児童生徒の学びの状況を把握しながら授業改善につなげる取組、教育相談体制の充実、家庭と地域の連携した学習支援の取組みなど基礎学力の向上と学びの機会の保障に資する施策を進めています。学力に関する指標管理や教育内容の詳細は、教育分野の取組として教育に関する施策や関係計画等において整理を行い、こどもの育ちと学びは連続していることから、家庭・園・学校・地域が連携し、こどもの「学びの土台」を支える環境を整えると同時に、今後も教育委員会をはじめ関係部局・関係機関と連携し、幼少期から学齢期まで切れ目のない支援を提供してまいります。</p> <p>最後に、少子化が急激に進む中で、回避に向けた具体的な案や方向性が示されていないとのご意見についてです。少子化・人口減少は社会全体の複合的な要因により進行しており、本市のみで出生数の増減に直接的な影響を与えることは困難ですが、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、少子化を緩やかにするための努力は本市としても重要であると考えます。また国が示す地方創生 2.0 では、基本姿勢を「今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。」と定義しており、天理市においても令和6年に人口減少を厳然とした課題として受け止め、将来にわたり暮らしの質や地域の機能を維持していくために、人口減少社会への適応を進めるべく「人口減少社会適応都市」を宣言しました。本計画においても、「人口減少社会適応都市」と整合を図りつつ、切れ目のない支援、相談支援の充実、地域で支える仕組みづくり、子育てと仕事の両立に資する取組など子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、具体的な事業の展開については、国の動向や財源、地域ニーズ等を踏まえながら検討してまいります。</p>
2	-	<p>私の個人的な意見と致しましては先ず第一に経済的な理由で子育てに悩んでおられる保護者が多いという事実があります。</p> <p>もっと自治会に参加してもらおうべきであると考えます。</p>	<p>子育てに関する経済的な不安や悩みについては、本市においても重要な課題であると考えます。奈良県の調査や本計画策定のアンケート調査においても、出産・育児に関して「金銭的・経済的な不安・負担感」を感じているとの回答が多くなっています。こうした状況も踏まえ、子育て家庭が必要な支</p>

	<p>地域のコミュニティの構築で精神的にも経済的にも助け合って幸せな暮らしを実現できるのに参加率が低いのは悲しいことでもあります。では、何故そうなったのかを考えた時にやはり社会のインターネット普及率が第一に考えられるのではないのでしょうか。情報を便利に簡単に手に入れられてコミュニケーションを図るうえで大切なツールではありますが、私自身の考えでは直接会って話したり、コミュニケーションを取ることで初めてスマートフォンやパーソナルコンピューターの力が発揮されるのです。直接やり取りしない状態でインターネットを活用しても危険なリスクが増すばかりで威力は半減してしまうのです。</p> <p>このまま、貧困普及率が高くなると市の財政も圧迫されてくると考えられますのでどうすれば貧困から市民を助けて子育て支援にエネルギーを向けられるのかと考えていかねばならないと思います。詰まり解決策は教育にあると考えます。今までの高度成長期の日本社会は学歴社会であり学力の高い大学を卒業して一流企業に入社し高い賃金を得ることで幸せな家庭を築いてきました。しかし、ゆとり教育が始まり国や社会、おいては人々の為に勉学に励む人は少ない社会になった事が原因で経済の豊かさから遠くなってきたのだと私は考えます。</p> <p>子供たちに教育の根本は何かと考えさせ保護者の理解を得て今のうちに種を蒔き大人たちが子供の成長を見守り助け合っていく社会を目指すことが国や人々の本当の心の豊かさに繋がると私は考えています。</p>	<p>援につながり、負担や不安を軽減できるよう相談支援や情報提供、各種支援制度の周知や利用勧奨を積極的に行ってまいります。また、本市の市政に関するアンケートにおいても、子育て支援の充実を求める意見が一定割合あるため、支援制度の充実や広報活動の強化などに努めてまいります。</p> <p>自治会等の地域コミュニティへの参加率の低下についてのご指摘も、本市の課題であると考えます。本市の総合計画においても地域活動に関わる「参加率の低さ」を課題としており、本計画策定のアンケート調査においても「地域行事や自治会活動に参加した経験がない・参加したいと思わない」という意見が一定数ありました。地域の繋がりを再構築していくことは、地域コミュニティの再興だけでなく、子育て家庭の孤立防止や子育て家庭や高齢化世帯の見守りの観点からも重要であると考えます。本計画の推進においても、子育て家庭が過度な負担を感じることなく、地域活動とつながることができるよう、関係機関・地域団体等とも連携し、居場所づくりや交流機会の充実、周知の工夫などに取り組んでまいります。</p> <p>スマートフォン等の情報機器端末は、情報取得ツールやコミュニケーションツールとして有益ですが、インターネット特有の匿名性に起因する不特定多数からの誹謗中傷やいじめ、様々なサイバートラブル等のリスクに対する配慮も必要です。本市は、対面でのコミュニケーションを大切にしつつ、必要な方に必要な情報が届くよう、安全面に留意した情報提供を行ってまいります。</p> <p>教育の重要性に関するご意見についても、こどもの育ちと将来の自立のために重要な視点であると考えます。全てのこどもたちが複雑化する社会のなか「幸せに生きる力」を育むことができるよう家庭・学校・地域・関係機関がそれぞれの役割を担いながら、こどもの学びや育ちを切れ目なく支えるよう施策の推進に努めてまいります。</p>
3	<p>－ 産後の手続き(児童手当や乳幼児医療費受給者証の申請)や産後ケアの利用申請をオンラインでできるようにしてほしいです。</p>	<p>産後は、妊産婦の方やそのご家族にとっても心身の負担が大きい時期でありながら、児童手当や福祉医療制度をはじめとした各種事務手続きは大きな負担となり、特に乳児を連れての市役所への来庁や手続きに関する待ち時間に</p>

		<p>産後で心身ともにボロボロの中で、役所に出向かないと必要な手続きができないのは大変負担でした。</p> <p>子どもを預けられる状況にない人は子連れで外出しないといけないので、より大変だと思います。</p>	<p>よる心身への負担に対して配慮が必要であると考えます。</p> <p>産後ケアについては、妊産婦の方の心身等の状況に合わせて安心してご利用いただけるよう事前にご本人様やご家族様との面談のうえ、申請受付を行っています。</p> <p>今後は、国が進める基幹業務システムの標準化や自治体窓口 DXaaS等の活用も視野に入れ、子育て支援に係る申請・届出等のオンライン化を段階的に推進します。あわせて、手続案内の充実や入力負担の軽減など、利用者視点での利便性向上に努めるとともに、窓口支援を含む多様な手続手段を確保し、誰もが利用しやすい環境整備を進めます。</p>
4	—	<p>保育園の制度についての意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区内の児童を優先して入園させて欲しい。 <p>小学校の校区内に住まいがある児童の優先枠を設けていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号認定(共働き家庭)と3号認定の差がありすぎるので2号認定も3号認定同様の扱いをして欲しい。 <p>現在こども園に入園させておりますが、募集時枠が空かず、3号認定で保育園には入園できなかった為、幼稚園に2号認定で入園しました。</p> <p>3号認定時の親と変わらず同じ共働きであるのに、2号認定は土曜保育不可、預かり時間の制限、保育日の制限などがあり困っております。</p> <p>何号であるかで判断せず、就労時間で保育の必要性(預かり時間の延長や土曜保育)を判断して欲しいです。</p>	<p>保育園の制度についてのご意見についてです。保育施設は、地域の保育需要に応じて設置されており、校区に縛られることなく、市内全域の児童を対象としています。これは、保護者の就労場所や家庭の事情に応じて、最適な保育施設を選択できるようにするための配慮であり、市内全体の保育サービスの公平性を保つためです。本市の保育所及びこども園の保育コースの入所選考につきましては、「天理市保育所入所選考基準」により、保護者の就労状況や家庭環境などを指数化し、公平かつ公正な選考を行っています。そのため、保育施設の所在する校区内のこどもを優先する枠を設けることは、現在の制度上、難しい状況です。</p> <p>2号認定(共働き家庭)と3号認定の取り扱いについてのご意見についてですが、これは、こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設として、それぞれの特徴を生かす運用を行っているためです。しかしながら、保護者の皆様の就労状況や子育て環境が多様化している現状を踏まえ、土曜日の預かり保育の実施や預かり時間の延長を含め、預かり保育のあり方については今後検討してまいります。</p>
5	—	<p>こどもを守るのは少子化を止める事です。誰もが不可能と信じ込んでいる馬鹿げた現実に終止符を打つことこそ子供たちを守ります。これは地動説と同じ現象です。コペルニクスの転回が必要です。</p> <p>国力(GDP)は、「生産人口×個人の能力」という極め</p>	<p>少子化の進行は、地域社会の持続可能性や将来世代に大きな影響を及ぼす重要な課題であり、こども若者への支援や投資が、本市の未来の礎となると考えます。また学力に限らず、課題解決に向けた姿勢や創造性等の多様な力を伸ばすことが重要であるとのことご意見は、本市の教育大綱が目指す「こどもが幸せに生きる力」を育むために必要となる要素であり、本市の教育行政の施</p>

		<p>て単純な数式で表せます。</p> <p>補正要素として資産力が高度成長期の莫大な資産があるうちは日本が優位を保てるとしても他国の伸長ペースを考慮すれば未来永劫、続こう筈がありません。</p> <p>この生産人口が減少する事は将来のGDPを我々世代の都合で剥奪しているんです。</p> <p>一気に国全体が変わることはあり得ませんが地方発信で少子化対策の具体策を打ち出して結果を出せば必ず全国に波及します。</p> <p>もう一つ確認しておきたいのが個人の能力です。今の教育における学力とは相関関係はあるものの直結するものではありません。どんな組織でもそうですが問題解決を実行できる人材が必要で、でない時代の変遷に対応できません。ましてや今後とも中小企業中心の人口構成の中で、そういう創造性のある人材比率をどう向上させるかが将来の国際的地位の維持に不可欠です。人こそが資源なのです。この人に対する将来への投資をどう効果的に行うかを議論しなければなりません。</p>	<p>策方針に一致するものであり、本計画においても同様の内容について言及しております。</p> <p>本計画は、こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの権利と最善の利益を主眼とし、天理市における子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。具体的には、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、育児に最適な環境づくり、困難を抱えるこども・貧困家庭の支援、相談支援体制の充実や関係機関の連携等を中心に整理・体系化を行いました。本計画は、子育てに伴う不安や負担の軽減や安心して子育てできる環境の整備など子育てしやすい地域づくりを目指すものであるため、少子化社会の対応と親和性があるものと考えます。</p> <p>「少子化を止めること」を計画の目標として位置付けること、国力・生産人口等の観点から社会全体の構造転換を計画の柱とすることは、本計画が持つ「こどもに関する施策の総合的な計画」としての目的や性質を勘案すると、国の制度及び関連計画の枠組みと異にするものと考えます。また少子化の要因は、雇用・所得・勤務形態・住居等の様々な要素が複合的に関係していることから、こども施策を中心に整理する本計画のみで完結する課題ではなく、市全体の施策や国・県の制度等とも連動して対応する必要があると考えます。</p>
6	P72	<p>こどもの権利条約は、「2計画の基本目標」(72頁)に記載されています。こどもの権利条約は、「4原則」に示されているように、計画素案の基本目標①から④を包摂するものです。したがって、「1計画策定の背景・趣旨」(2頁)に、次の文を追記すること。</p> <p>「こどもの権利条約は、国連で1989年に採択され、日本が批准して32年となります。こどもの基本的人権を国際的に保障し、18歳未満の子どもを権利の主体にとらえ、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならでの権利を定めています。こどもの権利条約に基づく施策を推進します。」</p>	<p>子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、基本的な考え方であるこどもの権利に係る4原則をはじめ、こどもの権利の尊重及び保障の観点から必要となる具体的な事項を規定したものです。こども施策の基本である「こども基本法」においても、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と記載があるように、こどもの権利条約を遵守したうえ、こども施策を推進すると定めています。また、同法に基づき「こども大綱」が策定され、さらに「こども大綱」を具体化して推進する枠組みとして「こどもまんなか実行計画」が運用されています。</p> <p>本市のこども計画においても、こどもの権利条約に関して計画の基本目標等を整理するなかで75頁をはじめ記載しており、こどもの権利の尊重を計画の前提とし、こどもの最善の利益の確保や保障を計画の根幹として本計画を策</p>

			<p>定しております。</p> <p>ご提案いただいた「計画策定の背景・趣旨」への条約解説の追記については、計画策定の背景や位置付け等を簡潔に示す章であることから、記載の重複や構成・分量等を踏まえ、本文の追記は行わないものとします。</p>
7	P75	<p>4分の1が悩みや心配の相談を「しない」「いない」と回答している。(44頁)公正な公的第三者機関として、行政から独立して、子どもの声を聴き、子どもの権利に基づいて、こどもの権利救済等にあたることなどを目的とする、条例にもとづく独立したこどもの相談・救済機関を設置すること。(75頁)</p>	<p>本計画策定のアンケート調査において、悩みや心配事があっても「相談しない」・「相談できる相手がいない」と小・中学校の児童生徒の一定数が回答している事実は、重く受け止めるべき事実であり、こどもが安心して相談できる環境や安心安全のなか意見を持つ・発表できる居場所づくりは重要であると考えます。</p> <p>ご提案の「行政から独立した、条例に基づくこどもの相談・救済機関」については、こどもの権利に基づく相談・救済において、有力な手法・窓口になり得るものと考えますが、設置において下記の問題が生じると考えます。</p> <p>(1)条例制定を含む制度設計 (機関の位置付け、独立性の担保方法、責任の所存等)</p> <p>(2)相談・調査・勧告・救済等における権限や手続き、個人情報保護・守秘の運用</p> <p>(3)こどもの権利、福祉、心理、法律等の専門的な人材の確保</p> <p>(4)既存の相談・支援機関との役割分担及び連携の整理</p> <p>(5)継続的な財源及び人材等の資源の確保</p> <p>上記の問題を勘案すると、新たに独立した相談・救済機関の独立性と実効性を担保しつつ継続的かつ安定的な組織運営を行うためには、相応の準備期間と体制整備が求められるため、現時点では直ちに新たな独立機関を設置することは困難であるため、今後慎重に検討してまいります。</p> <p>また本市においては、保護者の方が学校へ直接伝えにくい悩みや意見・要望等のために、学校とは別の第三者的な相談専用窓口として「子育て応援・相談センター ほっとステーション」を設置しています。電話・メール・来所等で相談を受け付けており、学校外の窓口で相談を受け止め、必要に応じて教育委員会や福祉部局をはじめとした関係機関と連携しながら対応を行います。また、こどもに対する「傾聴」を通じて学校における児童生徒の居場所づくりにも尽力しています。今後も本計画に基づき、既存窓口の周知強化、</p>

			相談手段の充実、関係機関の連携による早期把握・早期支援、プライバシーへの配慮を進めるなど、より相談しやすい環境づくりに取り組みます。
8	P77	計画素案はヤングケアラーの問題を認識し支援の方向性を示しています。現行の福祉医療、介護保険、障害福祉等の行政施策でどのような実効性のある具体的な支援ができるのでしょうか。社会的認知度の向上だけではなく、第一歩として、現行のすべての支援施策を掲載した冊子を作成し市民に周知すること、現行制度の不十分な課題を点検し改善することを明記してください。(77頁)	<p>ヤングケアラーへの支援は、家庭の状況に応じて現行の福祉医療、介護保険、障害福祉、子育て支援、教育相談等の施策を組み合わせ必要なサービスへ確実につなぐことが、支援の実効性の担保となると考えます。具体的には、相談を受けた段階で家庭状況のアセスメントを行い、ヤングケアラー本人や家族の課題（家族の介護・障害・疾病、生活困窮、養育上の困難等）に応じたサポートプランを作成するなかで、関係機関と連携し、相談支援や子育て支援サービス、介護保険サービスや障害福祉サービス、福祉医療や各種手当等の必要な支援・制度や社会資源に適切に繋ぐことにより、本人及び家庭の負担軽減を図ります。また、ヤングケアラー支援施策の一つである「子育て世帯訪問支援事業」については、他法・他制度による支援が優先される制度である一方、介護保険や障害福祉等の制度だけでは対応しきれない部分や制度の狭間となるケースに対して、必要な支援を補うセーフティーネット的な役割を担うものであり、状況に応じて適切な支援を行います。</p> <p>ご提案いただいた「現行のすべての支援施策を掲載した冊子の作成」については、子育て世帯が情報収集に疲弊することなく、必要な支援情報を容易に得るために必要な施策であると考えます。本市としても、本計画及び子育て施策や情報を集約した「天理市子育て支援情報誌のびのび通信」の内容の更なる充実を図り、子育て支援のワンストップ化に資するよう、子育て世帯を含むすべての市民の皆様に対して周知に努めます。</p> <p>「現行制度の不十分な課題の点検・改善」については、施策の実効性や有用性を担保する観点から重要であると考えます。本市においては、天理市子ども・子育て会議において子育て施策・制度の管理や課題の点検等を行っており、今後も会議での審議や現場の意見等を踏まえつつ必要な改善につなげてまいります。</p>
9	P78	「安全な通学路」の整備には道路の構造を改良しなければ抜本的な対策はできません。通学路の安全点検の次に「歩道や水路の整備」を追記すること。(78頁)	本計画における「危険箇所の改善」という記述には、歩道や水路の整備も含まれております。個別の具体的な整備内容については、安全点検の結果等を踏まえ、道路整備を担当する県・市部局と連携して対応を検討してまいりますので、本計画の記述については現状の通りとさせていただきます。

10	P75	<p>こどもの権利条約にもとづく、こどもの権利を市政の基本施策とするために、「こどもの権利条例」を制定することを記載してください。(75頁)</p>	<p>国が示す「こども大綱」では、こどもを権利の主体として捉え、こどもの最善の利益を優先すること、意見表明の機会の確保などこどもの権利条約の理念に基づいて施策を推進すると記載されています。また、本市が策定する「天理市こども計画」においても、こどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こどもの権利を尊重することを基本として、市政の各分野に取り組むこととしています。</p> <p>こども計画が、こども施策の方向性や事業の推進や進捗管理の考え方を示す計画であるのに対し、条例は市の法規範として、目的・規定内容・市や関係者の役割、実効性を担保する仕組み等を含めた制度設計を要し、市議会における審議・議決を経て制定されるべき性質のものであるため、条例制定に関しては、計画とは別途の検討の枠組みで議論・整理されるべき事項であると考えため、「こどもの権利条例」の制定に関する記載は本計画においていたしません。こどもの権利を尊重する基本的な考え方のもと、本計画に基づく施策を推進してまいります。</p>
11	PI08	<p>学校図書館は、こどもの多様な学習要求にこたえ、共同の場を保障するものです。学校図書館図書整備等5か年計画に基づく、学校図書館の充実と専任の学校司書の配置を記載すること(108頁)</p>	<p>学校図書館がこどもたちの学習活動において重要な役割を果たしていることは認識しております。しかしながら、本計画はこども基本法に基づく総合的な計画であり、学校図書館の整備や学校司書の配置といった学校教育施設・人的配置に関する具体的事項は、教育委員会が所管する教育施策において検討されるべきものと考えため、本計画への記述は行わないものとします。</p>
12	-	<p>2頁及び全体に使われている「こどもまんなか」という言説は世代間対立をまねき、子どもがいない世帯との分断を生む。「子どもに対する充実した政策」などの言説で具体性を持った表現に改めるべきである。</p>	<p>本計画で用いる「こどもまんなか」は、こどもがいる世帯を他より優先する、またはこどもがいない世帯を排除する趣旨ではなく、こどもの権利や最善の利益を最優先とし施策決定を行うという方針であり、この表現は国の政策理念として広く用いられています。「こども大綱」において、「こどもまんなか社会」の実現が国の基本方針として明記されており、内閣府やこども家庭庁をはじめ政府全体で推進されています。また、全国の地方自治体や民間企業・団体も、この理念に賛同しており、施策や取組の基本理念として取扱をしています。しかしながら、言葉の受け止め方はさまざまであることから、誤解や分断が生じないように丁寧な説明に努めます。</p>
13	P25	<p>25頁のNの値である 母集団の数が極端に違うので改善</p>	<p>アンケート調査における母集団の規模が異なる場合、単純な割合の比較だけ</p>

		<p>されているわけではないのではないか、単純に割合の比較では意味をなさない。誤解を招く表現を改めるべきである。</p>	<p>では実情を正確に把握できない可能性があることは認識しております。データの解釈は各種各様であることを踏まえ、割合の比較に際しては、母集団の規模や回収数などの前提条件を明記し、誤解を招くおそれがないかの確認を徹底し、慎重な表現を心がけてまいります。今回いただいたご意見は、今後のアンケート調査の結果報告や計画立案の改善のため参考とさせていただきます。</p>
14	P28	<p>28 頁表中の右側になるにつれ見にくい。何が何パーセントか分からない。表示の仕方の工夫が必要。</p>	<p>ご指摘のとおり、表の右側部分が見にくく、パーセントの判別が困難な点につきましては、計画の読みやすさを阻害する要因となり得るものと考えます。いただいたご意見は今後の計画策定の際の貴重な参考とさせていただきます、次回の計画策定時は、より見やすく分かりやすい表現や記載方法となるよう改善してまいります。</p>
15	P77	<p>77 頁下から9行目の地域資源とは具体的に何かわかるように記述すべき。</p>	<p>ヤングケアラー支援における「地域資源」につきましては、こどもたちを支える様々な機関・団体・人材を考えています。具体的には、地域子育て支援拠点における相談支援、教育委員会と連携した学校現場での早期発見・早期支援、ほっとステーションの心理士やスーパーバイザーによる家庭環境の改善支援、警察や医療機関等の関係機関との連携などを考えています。また、家族の介護や世話を担うこどもたちの負担を軽減するため、介護保険サービスや障害福祉サービスの適切な利用促進、ファミリーサポートセンター事業による子育て支援、民生委員・児童委員による地域の見守り活動なども重要な地域資源として位置づけております。上述の内容を補足情報として計画に追記します。</p>
16	P77	<p>77 頁下から8行目の、ヤングケアラーの存在意義や生き甲斐とは何か具体的に記述すべき。</p>	<p>家族の世話や家事をしているこどもは、心身に負担や不可が生じる一方で、その経験を通じて家族への愛情と絆、責任感や思いやりの心、困難に向き合う力を育みます。また、家族から感謝され必要とされる体験や充実感は、こどもの人間的な成長につながる貴重な経験であり、自身のアイデンティティとなり得るものと考えます。</p> <p>しかし、「生きがい」や「存在意義」は一人ひとりのこどもによるものであり、行政が一律に定義することは適切ではないこと、本計画に明記することで「こどもが家族の世話や家事を担うことが当然である」という誤った解釈</p>

			を生む可能性があることより、「ヤングケアラーの存在意義や生き甲斐」の具体的な記載はいたしません。今後の施策推進にあたり、ヤングケアラーの早期発見と相談体制の充実、学校や地域における理解促進、こども自身が将来の選択肢を広げられる環境づくりに取り組んでまいります。
17	P78	78 頁下から 8 行目子どもの居場所に、南団マチ、文化センター 1 階、市役所の空きスペース、等も追加すること。また、時間や設えも拡充することを銘記すること。	ご提案いただいた南団マチ、文化センター 1 階、市役所の空きスペース等につきましては、いずれも公共のスペースとして、市民の皆様に幅広くご利用いただくことを目的とした施設であるため、こどもの居場所として特化して利用することは、施設の設置目的や他の利用者との調整等の障壁が存在します。しかしながら、既存の公共施設を有効活用しながら、こどもの居場所やこどもが利用しやすい環境を整えていくことは重要であると考えます。
18	P81	81 頁、ICT 教育は機械が先生の代わりを担う本来的教育の補助に過ぎないことを銘記して、鉛筆と紙の授業を対人関係に基づいて行うことを基本とすること。その試行錯誤の中で教育的課題を解決していくのであって、あらかじめ「個別最適な学び」などを求める合理的な教育は、無味乾燥なものになり、感性を育むことは出来ない。ゆえに、「個別最適な学び」という記述を削除すること。また、小学校での教科担任制は児童と教師の関係が希薄になるので。学級担任制を基本とすること。ゆえに、小学校での教科担任制を目指すという記述を削除すること。	対面での学びや対人関係を基盤とした教育は、こどもの成長において極めて重要であると考えます。本計画における ICT 教育は、従来の教育を否定するものではなく、こども一人ひとりの学習状況や特性に応じた支援の一つとしています。鉛筆と紙での学習、教師との対話、友達との協働学習など従来の教育活動を大切にしながら、ICT を効果的に活用することで、こどもの理解を深め、主体的な参加を促すなど多様性のある学びの機会の提供を目指しています。 「個別最適な学び」とは、画一的・機械的な教育を意味するものではなく、こども一人ひとりの個性や学習進度、興味関心を尊重し、それぞれに適した学習支援を行うものです。教師が、こどもと向き合い、成長を見守りながら、試行錯誤を重ねて最適な指導を行うことにより、こどもの感性や情操を育み、豊かな人間性を培うことも含めた「個別最適な学び」であり、本来の教育の理念と矛盾するものではないと考えます。 小学校での教科担任制は、学級担任制を否定するものではありません。学級担任が引き続き児童の生活面や学習全般を見守りながら、専門性の高い教員が特定の教科を担当することで、より質の高い授業を提供することを目的としています。児童と教師の関係が希薄にならないよう、学級担任との連携を密にし、こども理解を深める体制づくりを進めてまいります。なお、本計画における教育に関する項目については、天理市教育大綱との整合性を図りながら記載しております。いただいたご意見は、教育の本質に関わる重要なご

			指摘として真摯に受け止めさせていただき、今後も対面での学びを基本としながら、時代に応じた教育手法を取り入れるという方針のもと、こどもたちの健やかな成長を支援してまいります。
19	P85	85 頁下から 8 行目、社会教育と学校教育の充実のために何が必要かの視点を書き込むこと。動線の分離、管理室の分離（職員室と公民館事務室）など。	<p>学校教育と社会教育の相互連携の実現に向けた具体的な施設運営についての議論は、学校施設に社会教育施設の機能を集約化・複合化をするにあたり重要であると考えます。特に、こどもの安全確保や施設管理の効率化や地域住民の利便性の確保に関して、施設の動線の確立や管理運営体制の整備は重大な課題です。</p> <p>本計画は、こどもの健やかな成長を支える総合的な施策の方向性を示すものであり、学校教育と社会教育の連携についても、基本的な考え方や施策の方向性について言及していますが、ご指摘いただいた施設の動線や管理室の分離などの具体的な施設整備や運営の内容につきましては、個別の施設計画や管理運営計画などにおいて検討すべき事項と考えます。今後の教育施設の整備や運営、社会教育施設の管理運営にあたり、関係部局と共有し、参考とさせていただきます。</p>
20	P88	88 頁最下段、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援とは何か具体的な記述が必要。	<p>本計画では、すべてのこどもと家庭が、置かれた状況にかかわらず必要な支援を受けられることを基本理念としております。「多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援」とは、保護者の就労形態（正規雇用・非正規雇用・自営業など）、家族構成（共働き世帯・ひとり親世帯・祖父母との同居世帯など）、勤務時間帯、居住地域などの違いによって、支援に格差が生じないように配慮することを意味しています。具体的には、就労形態を問わない経済的支援の充実、多様な勤務時間帯に対応できる相談体制の整備などを考えています。</p> <p>しかしながら、こどもの貧困の背景や要因は、多様化・複雑化しており、経済的困窮、保護者の疾病や障害、家族関係の問題、外国にルーツを持つ家庭の課題など個々の家庭が抱える事情は多岐に渡ります。このような状況においては、個別の状況を勘案し、関係機関が連携するなかで臨機応変かつ柔軟に対応し、真に問題解決に資する支援を提供することが必要であり、本計画において画一的な支援メニューを一元的に規定することは困難であると考えます。本計画では支援の基本的な方向性と理念を示すこととし、具体的な支</p>

			援内容については、課題を抱える家庭と支援者が家庭環境の理解や自立へ向けた認識を共有し、個々の事例に応じて適切に行います。
21	PI03	103 頁成功の定義について、成功そのものを教育の目的にするべきではない。成功の再定義も削除すること。	ご意見の趣旨は、教育大綱における「成功の定義」等の記載内容に関するものと受け止めております。天理市教育大綱については、策定にあたりパブリックコメントを実施し、提出されたご意見を踏まえて内容を十分に精査した上で定められています。 いただいたご意見については、教育大綱の記載内容に関するご指摘であることから、次回の教育大綱の策定に向けた検討の参考とさせていただきます。
22	P89	89 頁の評価指標における『基本目標Ⅲ 家庭と地域が共に育つ環境づくり』の指標「地域全体でお互いに支え合う機会や仕組みの充実率」の目標値が天理市第6次総合計画後期基本計画に記載の数値と乖離があるため、数値の修正を行うべきです。	ご指摘のとおり評価指標と天理市第6次総合計画後期基本計画に記載の数値が異なっていたため、評価指標を55.0%に修正いたします。